

記者発表資料の訂正について（令和7年6月20日発表分）

令和7年6月20日に記者発表を行った有資格業者に対する指名停止措置に関して、記載内容に一部誤りがありましたので以下のとおり訂正します。なお、訂正後の記者発表資料を添付しておりますので、ご確認ください。

関係する皆様にはご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に万全を期してまいります。

【訂正理由】

- ・ I H I 運搬機械株式会社は、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者ではないため。
- ・ 日本コンベヤ株式会社は、課徴金納付命令の対象事業者ではないため。

【訂正前】

4. 事実概要

日精（株）、住友重機械搬送システム（株）、フジパスク（株）及び I H I 運搬機械（株）は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

また、日本コンベヤ（株）、I H I 運搬機械（株）及び新明和工業（株）は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

なお、日精（株）、住友重機械搬送システム（株）、I H I 運搬機械（株）及び新明和工業（株）については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。

【訂正後】

4. 事実概要

日精（株）、住友重機械搬送システム（株）、フジパスク（株）及び I H I 運搬機械（株）は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表され、このうち日精（株）、住友重機械搬送システム（株）及びフジパスク（株）に対しては排除措置命令及び課徴金納付命令が発出された。

また、日本コンベヤ（株）、I H I 運搬機械（株）及び新明和工業（株）は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表され、このうち日本コンベヤ（株）に対しては排除措置命令が、新明和工業（株）に対しては排除措置命令及び課徴金納付命令が発出された。

なお、日精（株）、住友重機械搬送システム（株）、I H I 運搬機械（株）及び新明和工業（株）については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局（TEL 022-225-2171）（代表）

○ 総務部 契約課 課長 佐藤 貞弘（内線 2511）

建設専門官 渋谷 隆博（内線 2512）

総務部 経理調達課 契約管理官 山田 耕平（内線 6221）

○は本件の主務課です。

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
①日精株式会社	物	東京都港区西新橋1丁目18-17
②住友重機械搬送システム株式会社	物	東京都品川区西品川1丁目1-1
③フジパスク株式会社	工※1・物	東京都世田谷区上馬4丁目2-5
④IHI運搬機械株式会社	工※1・物	東京都中央区明石町8-1
⑤日本コンベヤ株式会社	工※1	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル
⑥新明和工業株式会社	工※1・物	兵庫県宝塚市新明和町1-1

※1 ③～⑥については、「道路・河川・官庁営繕、公園関係」に登録。

2. 指名停止措置期間

①②④⑥	令和7年6月20日	～	令和7年8月19日	(2ヵ月)
③⑤	令和7年6月20日	～	令和7年10月19日	(4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 東北地方整備局管内

4. 事実概要

日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジパスク(株)及びIHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表され、このうち日精(株)、住友重機械搬送システム(株)及びフジパスク(株)に対しては排除措置命令及び課徴金納付命令が発出された。

また、日本コンベヤ(株)、IHI運搬機械(株)及び新明和工業(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表され、このうち日本コンベヤ(株)に対しては排除措置命令が、新明和工業(株)に対しては排除措置命令及び課徴金納付命令が発出された。

なお、日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、IHI運搬機械(株)及び新明和工業(株)については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「同要領」という。)別表第2第5号に該当する。また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課 課長 佐藤 貞弘 (内線 2511)

建設専門官 渋谷 隆博 (内線 2512)

総務部 経理調達課 契約管理官 山田 耕平 (内線 6221)

○は本件の主務課です。